享保年間
難船漂流人口書写

ル 2
3062

別5
帝室博物館
圖書之印

1 5
201

新撰人物畫譜

高橋良保 畫

明治三十二年十二月廿五
帝室博物館
氏寄贈

ル8
3062

一右米澤より書状之中
貸借を校之お手前
宛十字ニ而返之今以
仙台書物ハ漸ニ
いたし
是を
百一疋
御
有之

の秋の節
一
一
一
一
一

一 九三ヶ年程もこれ有り候石の湯と申候所（私）
岩の穴これ有り候処より湧き出で候湯にて
よほどの手当湯治に仕候ほどの事にこれ有
候てめの出候をこれ有り候所の方に二ヶ所新
湯にこれ有り候ところに汗をかきたてまつり候
を仕候に湯をさらかけ候ところ
必ずしも仕事疲れ候ところ別条これ無く
完全の事故の事に候と申候
さり候ほどの事にこれ有り候
此湯元の事

一 湯の口三ヶ所これ有り候内二ヶ所は
石湯にて残り一ヶ所は湯にこれ有り候
湯治仕候の口四ヶ所これ有り候
出湯の口四ヶ所の湯加減
湯元の事
湯元より湧き出で候湯の中より
四種湯こしらえ候事
小名浜湯治場と申候
一 湯の口三ヶ所これ有り候内
右上湯にて

一味の多鰹のごとく言語を絶し
白こと雪のごとく艘の緒のごとく
帝王の如く海中より君と唱ふる者

一祝死たる者を抱き水中より浮き
死骸を重ね合ひ船の内に積
込むこと

一怪石怪の如きを丸く切り
と云ふ

一船の底の方に穴を明け海水
入れ置き生魚を入れ置く
ことを云ふ

一船の底の方に穴を明け海水
入れ置き生魚を入れ置く
ことを云ふ

一祝死たる者を抱き水中より浮き
死骸を重ね合ひ船の内に積
込むこと

一怪石怪の如きを丸く切り
と云ふ

三ヶ所是ハ百姓者の
汲湯ニ仕
一 御年貢者勿論
一 糸取ニ行ニ付人会ニ而
川ニ而ハ
一 御定免ニ
大谷御
末吉村
宇福寺

元文元年未春

一
一
一

一 [illegible]の滝と山の岩と流れ落ち [illegible]
海石会に多かり [illegible]石と共に
是より [illegible]
おもんかの歌のおもかげ [illegible]十七八里十日宿
[illegible]の滝の滝中流の [illegible]の滝の門小
[illegible]
歌千里の外の手紙 [illegible]別れの表
[illegible]
一夫前方 石川屋 [illegible]

川の滝止乃滝と [illegible]
おもんかの

一 滝三つの滝と一所 [illegible]
岩の枝ぶりの [illegible]
実に [illegible]
三つの滝 [illegible]
の中流 [illegible]
の中流に手ぬぐい [illegible]
[illegible]
[illegible]

七八ヶ村家居悉流失いたし其上一二ヶ所も沖へ出候仕
猶又有之船共者江戸表ゟ沖へ遣流
田の儀も流失ニ而当年中白(?)ニ而右之田ハ荒れ
中山難渋之趣ニ付流失候百姓共御救被成
中山様人々御拝借ニ而其上ニ而米金被下
米銭被下置候ニ付…御救山ニ而拝借
中将(?)船共…越(?)候…
右之家財ニ而…中ニ而浪の…子…
座(?)…とも…

捕よく湖辺ニ往…候ニ付…
十五軒備中ニ而古河家(?)と…
浪寺ニ而…汐(?)…
六人の浪…を迄…中ニ而…長井…
屋家…軒有之…ニ而…
就ニ…ニ而
一 浪の迄…
…石の…
…

延寶三年卯月

鳴谷市人源義波書

一ぬん 但一ぬの毛筆にて孔あく胸板の名

一つん かく 但毛筆の動きの如くとく

一目口 但小山

一稀小 但一山柿の実

一如 但実熟の柔らかきの形容

一動 但実、図記 但柿の実の熟する時の形容

一柄 但小山柿の実

一かく 但むくろじ

一子 但貝

一帝 但かきのへた

一帝 但一海老

一まる 但一石

一前 但一石

一名 但まくわ瓜の異名

113

詞ニ成可有之哉、難ク不相分候事ニ候

又右源三郎儀何ノ思ニ書置候哉此事要害
ニ記置候ト見ヘ私共様之人共ゟ船手を人
家有之ニ付御通達
し
一 右ノ儀候ハヾ芸州ゟ相尋及何分ニ付候様申上候
彼者共ゟ申越候趣ニ付此度同人ゟ役人
鯨之先頭人ニ申渡之儀ニ候事
掛役人ゟ芸州役人共ゟ相尋候ニ付役人へ申候 中
其外於人相鯨組私共外ゟ通達候事

船頭之清之助義ハ船手方弥吉郎
船頭弥之作清之助船手ヘ人を役人へ申遣候
此程之儀ニ付を清右衛門ハ船手ゟ引渡
所并ニ不相通達候
此役所之儀ニ付芸州ゟ相尋候へ共
表数ニ同所之者並ニ鯨を御給料共ニ百
間口不間ニ之明ハ家ゟ様之人共ニ入合吉人
或ハ小使弁之者共之人并ニ鯨ノ之賄
人共ニ請取候ニ付中ニ代而ハサイサントト申

取ニ黒皮兼候

此サイサン吉訴ニ而唐人共ニ而 [illegible]

然ル處同十二月朔日役人雑ニ而弐人參

此役人之儀唐人共ニ而 [illegible] 不申候

安南國行ら御見と租黒ニ而船ニ而 [illegible] 人和

蘭 [illegible] 同日四時ニ出船 [illegible] 同日ニ日アンナ

ン分中 [illegible] 段ノ紙之相成不申候

参國之 [illegible]

此アンナン中 [illegible] 唐人共 [illegible]

二號ハ國 [illegible] 得此儀 [illegible]

程あとの長 [illegible]

右役人雑ニ而者筆紙墨 [illegible]

源之助儀日出人病人之人分御見ニ而近長屋雑ニ [illegible]

取ニ又墨中ニ而 [illegible] 同日役人雑之者弐人

此役人之儀唐人共 [illegible]

通事ニ相見ニ而者ニ而人參

此通事之儀唐人共 [illegible] 安南國 [illegible]

實唐人之紙 [illegible]

相對を以為致候得共肴之拵候節ハ
源三郎ハ船ニ乗候而揚ケ半穿其肴調ひ候而酒
〆ハ沖ニ而無程右船ニ而右船ニ乗被ニ肴を
被下ハ右役人ハ鈔人ハ酒遣し事之人ハ鑿師之人ハ
八ハ源三郎船乗組之者ニ被申渡船ニ而見物
七ハ要前之船同十日七時頃サイ二ハ連帰之候
帰宅ハ隠居之人共之者ハ死去ニ付近国中ニ候役人
前之着候
此役人ハ役所ニ而ハ相等ニ近何役之者ニ被申付候

又ハ外ハ遠方之者ニハ右近船ハ其芸州之人ハ漁事
之人ハ此方七人乗合共相談ニ組頭者ニ付候処此
船同人ハ白八時頃又ハ夕二十二日朝肴ヲ土産ニいたし追
國其外之都ニ相見
此節之地頭方之人ハ芸州筋之手前にて中之ニ
城槌之屋之人家之者共ヲ鍋川場ニ而七代之
船乗被参之者外ニ郡方之近入口ニ而漁師ニ而
町家之明家ニ而居候人ハ一所ニ而見物致候人ハ以
鑿師之人ハ近年ハ七兵衛甲府之着之者

石田ニ之ヲ報ス教授ノ事ヲ
同七月十六日カントンニ向ヒ出ガケニ
宣之ヲ着ス人ヲ以テ

未孫ニ為仕ニ之ヲ以テ者歟　是又素ヨリ之ヲ為
ス也

一　食物事　飢年ニ至テ　御ニ
老難翁難ニ　赤ニ難野ニ　宴ヲ施ス　西ノ角ノ
蘆薈草蓋　救ノ　筆ヲ　採有ニ右ニ
類并ニ　家ニ　ヲ將油又ヲ　并ニ
菜碗四ヲ　ヲ四角ナルヲ　ヲ
椀ニ腰掛ヲ　并ニ
給ヲ　并ニ　有ニ將油ヲ　ノ

一号ニ記スル如キ外部ノ係ヲ除ク外凡テ一切ノ
簿書ヲ編纂シ一切ノ保存ニ関スル事
一城部ノ事ニ属スル保存ニ係ル文書ヲ整理シ
必要ヲ鑑別シ部門ヲ設ケ七十年ヲ保存ス
積棹ニシテ之ヲ城ノ部門ニ編入シ保存ス
加ノ場中ノ書ニ門ニ入ル者ハ此ノ限ニ非ス
云ル宮ノ内ニ入ル者ハ此ノ限ニ非ス
軍ニ初ニ入ル者ハ此ノ限ニ非ス

第一号ニ記スル如キ外凡テ一切ノ味ニ不相當ノ味ヲ
ヲ八場ニ入ル者ハ此ノ限ニ非ス
廊外ニ事ヲ取扱ヒ又ハ給仕ヲ
但シ各自ノ身ニ属スル
ヲ其外時ヲ定メ
中ニ入ル者ハ此ノ限ニ非ス
ニ積棹ニ
同ニ
ニ入ル者ハ此ノ限ニ非ス

一

一人両ニ事ハ新発意ノ初心ノ修行ヲ妨ケ
利益ヲ失ヒ又ハ懈怠ノ心ヲ生シ互ニ
仕ヲ両ニ事ニ会通ニ銘ヲ受ケ
ヲ滅ス掛ケ置ヲ事ヲ
掛ケ物ヲ預ケ物ヲ

一

ヲ掛ケ物ヲ共同ニ会通会通ニ銘ヲ受ケ
両ニ事ヲ両ニ事ニ会通ニ銘ヲ受ケ
出ル事ヲ一掛ケ置ヲ事ヲ
通ニ掛ケ物ヲ預ケ物ヲ
銘ヲ受ケ事ヲ一掛ケ置ヲ事ヲ
ヨドメコロレシテメタイ アレトシナヘ ヤハロザア レタメテシヤ
掛ケ物ヲ預ケ物ヲ

一

会通ニ事ヲ第一ニ無用ニ
先輩ガホウ宅ヲ訪ヘヲ

有之候ハ縦又ハ堅之敷居ニ字ハ三筋ニ成ル大概板壁

縁家猪家鴨等噌見ル所を穿池ニ而者其外芋瓜茄子有之

其外[illegible]物食事[illegible]浜[illegible]蒲[illegible]ニ[illegible]

第[illegible]之[illegible]之板[illegible]中力ニ[illegible]ニ[illegible]

酒[illegible]味噌有之[illegible]別ニ[illegible]何[illegible]

[illegible]ハ[illegible]之[illegible]方[illegible]ハ[illegible]味噌[illegible]

[illegible]味[illegible]味噌[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

一 家[illegible]事[illegible]家[illegible]二階[illegible]

[illegible]青月[illegible]之[illegible]板[illegible]人[illegible]之板[illegible]

[illegible]ハ[illegible]有之[illegible]

原[illegible]門ニ[illegible]板[illegible]ハ[illegible]間ニ[illegible]

[illegible]又ハ[illegible]貝之[illegible]

[illegible]門[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 城郭之事[illegible]山上ニ城之[illegible]石門有之門[illegible]人[illegible]